

基幹相談支援センターの報告

(平成30年7月～平成30年10月)

1 報告期間内における障がい理解の啓発強化に向けた取り組み

(1) 研修・講演会

- ・平成30年8月24日 14:00～16:00 春日井ハートスクール
演題「難病・障がいに関すること」「『障がい』ってなんだろう？」
※春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会からの講師派遣依頼により。
- ・平成30年9月3日 14:00～ 春日井市民生委員・児童委員全員協議会
演題「8050問題 ひきこもり支援の実態とこれから ～実際の支援事例を通じて～」
※春日井市地域福祉課からの講師派遣依頼により。

(2) 出張研修

<実施先>

- ・障がい福祉関係事業者 4か所/4回
- ・一般団体 3か所/3回

<依頼のあった研修テーマ>

- ・ 基幹相談支援センターの役割について
- ・ 8050問題について
- ・ 障がい福祉体制の変遷とこれから
- ・ 「障がい」ってなんだろう？ 障がい者と共生する社会とは？
- ・ 「合理的配慮」ってどういうこと？
- ・ 障がい者に対する事業者の虐待防止について
- ・ もしもあなたの大切な人が「障がい者」になったら？

【所感】

- ・福祉サービス事業者の従業員研修や、支援団体の勉強会などを中心として出張研修のニーズは拡大しつつある。障がい福祉サービス関係機関をはじめとして、民生・児童委員に向けた講演会の機会も増え、障がい者支援への関心の高まりや、障がい福祉分野の支援者以外に対する周知・啓発が進みつつあることを実感している。
- ・今後の課題として、出張研修の需要がさらに拡大することが予想され、基幹相談支援センターの業務との兼ね合いによる講師の負担増大が心配される。

(3) 出張相談

- ・平成30年7月6日(金) 東部市民センター 4件(新規)
(既存)2件
- ・平成30年9月7日(金) 西部ふれあいセンター 1件(新規)
(既存)1件

<今後の予定>

- ・ 平成30年11月2日（金） 南部ふれあいセンター 9:00～12:00
- ・ 平成31年2月1日（金） 味美ふれあいセンター 9:00～12:00

【所感】

- ・ 1回の出張相談で相談に来所する人は少数であるが、距離や交通手段等の事情から相談支援事業所に電話のみしか相談できない利用者の、身近な相談の場として来所されるケースもある（相談件数には計上せず）。
- ・ 支援センターに直接面談して相談をしたいという利用者ニーズは一定数あり、相談の出張頻度や場所、日時、周知の方法についてより相談者のニーズに沿う形での実施に向け再検討を行っていく必要がある。特に実施の日時については平日の日中では仕事等の都合により相談ができないという声も寄せられている。一方で出張相談を春日井広報等で知った人が、後日相談支援につながったケースもあり、相談支援事業の周知媒体としての機能も果たしていると思われる。

(4) その他の活動

①支援者のためのサロン

- ・ 平成30年6月20日（水） 参加者3名
- ・ 平成30年7月25日（水） 参加者5名
- ・ 平成30年8月22日（水） 参加者4名
- ・ 平成30年9月19日（水） 参加者4名

②地域ケア会議への参加（味美地区）

③他分野との意見交換（医療機関・教育機関・社会福祉協議会/3回）

④施策推進協議会の参加（オブザーバーとして参加）

2 期間内の活動おける現状と課題

(1) 計画相談の段階的義務化に伴う進捗管理について

- ・ 平成30年8月より計画相談支援の段階的義務化がスタートし、基幹相談支援センターが計画相談義務化にかかわる対象者を計画相談事業者とのマッチングを開始した。
- ・ 現状においては計画相談の義務化対象が入所系サービス利用者のみであり、これらに対するマッチングに関する支障は生じていないが、平成31年度以降の通所系サービス利用者と小学5年生以上の障がい児通所サービス、32年度以降の居宅系サービス利用者と小学5年生未満の障がい児通所サービスに対しては、対象者の数に対し受け皿となる計画相談事業者が依然として不足している現状にある。
- ・ 計画相談事業者とのマッチングについて、ほぼすべての計画相談事業者が待機者を抱えている状態であり、現状では新たな計画相談の作成依頼に対して速やかにマッチングを行うことは難しい状況にあり、サービス利用に合わせて速やかに計画作成を依頼できる計画相談事業所が少ないため予約待ちとなることが多く、福祉サービスの利用開始時期が遅くなるという弊害が生じることも想定される。
- ・ 申込者の障がい種別によっては、対応できる計画相談事業者は限定されることもある。特に精神障がい・障がい児の計画相談についてはマッチングが困難な場合が多い。

- ・計画相談事業者及び、相談支援専門員の確保は急務であるが、同時に既存の相談支援事業者においても、障がい種別に限定せず幅広いニーズに対応できるようにするための、相談支援専門員に対する人材育成が必要である。

(2) 一般の相談について

基幹相談支援センターに寄せられる相談は、他の相談支援事業者を経由されず直接基幹相談支援センターに持ち込まれるケースが大半である。相談受付の際に他の相談支援事業者について確認をすると、他の相談支援事業者のことは知らなかったという意見が大半であり、基幹相談支援センターの存在を講演会や春日井広報の出張相談会等で知り相談に繋がったという声が多かった。

平成25年に当センターが開設してから、現在までに新規相談として受け付けてきた相談件数は約950件以上に達しており、市民や他分野の相談機関への周知が進んできたと思われる。その一方で基幹相談支援センターの業務の中で一般の相談割合が拡大し、更には相談の案件が多様化・複雑化する中での支援困難ケースの増加や継続的な対応を要する案件も増加してきた。また、(1)に挙げた計画相談の完全実施の伴う進捗管理も並行して実施し、今後多数の計画相談希望者と事業者のマッチングを行っていく事から、マンパワー不足に陥ることが心配される。

一般の相談支援と計画相談の推進、障がい理解のための啓発と人材育成をより効率的に行なっていくために、生活支援拠点の整備に合わせ相談支援事業の役割の見直しが必要になるとと思われる。

(3) 地域の支援者との連携について

今回の報告期間においては、特に地域の民生・児童委員と関わりのあるケースが多かった。これは民生・児童委員の協議会に講師として参加することで、基幹相談支援センターの存在を周知する機会が増えたことが要因と考えられる。

ほかにも出張研修や講演会の参加頻度が増えたことを通じて、教育機関や医療機関等からも定期的な研修や意見交換の依頼が複数入るようになった。春日井市社会福祉協議会内に基幹型包括支援センターが開設したことによって、介護サービス分野から高齢者の家族で精神疾患が疑われるケースに関する相談が多く寄せられるようになった。